

私は同意案第十号、副市長の選任について反対の立場で討論します。地方自治法第一六一条二項の規定に基づき副市長一名をおくとあり、副市長一名を置くことには意義はありません。端的に申し上げますと副市長は、府内職員から山梨市、中央市、北杜市の五市が山梨県とのパイプ役として県職員からの登用をしておりましたが、富士吉田市の副市長と甲府市の二名の内の一名の計二名が市の職員からの登用でした。前例が無い訳ではありません。

財政的な面や業務に対する職員の意識向上、市民の理解からも職員からの登用は妥当ではないかと思います。私の職員からの登用の考えは平成十五年六月定例市議会の時の

反選副市長についてへの 対討論についてへの



南アルプス市民クラブ 9月定例市議会一般質問

(全文紹介)

金丸忠仁

第3章

(政務調查費)

平成19年10月28日発行
発行:南アルプス市民クラブ
山梨県南アルプス市藤田1620-2
TEL/FAX:055-284-4175
Eメール:uc34in@hma.biglobe.ne.jp

助役、収入役の人事案件に対する賛成の挙手は致しませんでした。この事を申し述べて反対討論といったします。

新潟県中越沖で発生した地震の質問

南アルプス市民ケラブの金丸忠仁です。先に通告した通り二つの事項について質問致しますので宜しくお願ひ致します。

前回に引き続き災害時要援護者名簿について質問いたします。私が六月定例議会で質問し現状では手上げ方式を考えているとの答弁でしたが、七月十六日に新潟県中越沖地震が発生して十名のお年寄りが亡くなられました。雇の地震にもかかわらず何日も消息不明で倒壊した家やブロック塀の犠牲になつて発見されましたが……。安否の確認の名簿があれば助かったのではないかもと言われています。そうしたこともあり個人情報保護法を所管する内閣府でも「名

答弁（保健福祉部長）

金丸忠仁議員の質問にお答えします。

要援護者の名簿についての一点目のご質問の新潟県中越沖地震を受けて国の関係機関

国 の 関 係 機 関 か ら の 通 知 は
あ り ま し た か ? ま た 内 容 は ?
本 市 と し て 「 要 援 護 者 」 の 名
簿 に 対 す る 考 え 方 は ? 手 し
げ 方 式 で な く 行 政 が 用 意 で き
る 名 簿 に つ い て で あ り ま す 。
本 市 と し て 具 体 的 に ど ん な 取
り 組 み を 考 え て い る か ? 住 所
名 前 等 ど の く ら い の 情 報 か ,
民 生 委 員 ・ 自 主 防 災 組 織 ま で
か ? い つ 出 す か ?

前と住所だけの名簿を白紙で災組織などに渡し、独自に聞き取り調査をしてもらい肉付けしてもらう方法もある」と言つております。

八月二十日付けの朝日新聞でも厚生労働省が災害時などに避難支援が必要な「要援護者」の名簿を民生委員などと共にできるよう体制作りを全国の自治体に求める通知を出したとあります。

次に、二点目のご質問の国
の意向を受けて本市としての
要援護者名簿に対する考えに
ついてでございますが、災害
時に要援護者の避難支援等を行
うためには、要援護者の名
簿を作成し、平時から、支援
を行う防災関係部と福祉関係
部局や民生委員・児童委員等
と要援護者名簿を共有し、災
害時に活用できるようになります。
要援護者情報の共有につい
ては、関係機関共有方式、同
意方式、手上げ方式の三つの
方式があります。

適切に把握するに、災害等の緊急時にも対応できるよう、日頃から民生委員・児童委員等の関係機関との間で必要な情報の共有を図り、また、日頃から積極的な安否確認や相談、支援を行っていくことが必要であると記述されております。市町村においては、こうした取り組みを推進し、民生委員・児童委員への指導をお願いしますとの内容

からの指導の内容についてでございますが、各市町村に、要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について先般八月二十七日付けて厚生労働省各関係課長から通知がありました。

その内容は、防災関係部局と福祉関係部局が連携し、災害時における要援護者の避難支援対策として、日頃から高齢者や障害者など特に援助が必要となる者が地域のどこに

有する個人情報を提供する」とが明らかに本人の利益になると認められるとき」、「保有する個人情報を提供する」とについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があるとき」、「要援護者情報を受けける者の守秘義務の確保が図られたとき」の三要件があります。

個人情報の取扱いを慎重に取り扱わなければならぬと考えられます。

てあります。災害時において、実際に支援の必要な人の安否確認や避難支援の方法については、各地域で自主防災会を中心に十分に話し合い支援の仕方を決めておきます。

この要援護者支援が、災害時ににおいて迅速かつ的確に行えるように、手上げ方式による登録の推奨と、福祉関係部局が所有する情報の提供等についても、並行する形で進めています。

このような方式が要援護者情報の共有方式であり、個人情報保護法の観点から、本車両としましては、現在手あげ方式により要援護者支援名簿の作成を行つております。

本年八月末現在の要援護者支援カードを提出し登録されている人は百四十七人おります。ただし、その内訳は高齢者が百十八人、障害のある人が十五人、高齢者かつ障害の持ち人が十四人という状況です。

要援護者支援カードは、まだ積極的に登録していくだけでない状況ですが、関係機関と連携し、登録に向けてさらに周知を図りたいと考え

要な情報収集をするのに本人の同意の下、要援護者に直接に接することから必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難であります。

次に、手上げ方式ですが要援護者支援名簿の作成にあたり広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方

「保有する個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があるとき」、「要援護者情報を受ける者の守秘義務の確保が図られたとき」の三要件がありますので、個人情報の取扱いについては、慎重に取り扱わなければならぬと考えております。

従いまして、今後の取り扱いにつきまして民生委員・児童委員及び個人情報保護審査会委員の意見を伺う中で、情報を開係機関等と可能な限り共有して要援護者の支援体制の整備を目指して参りたいと考えておりますのでご理解をお願い致します。

市として具体的にどのような取り組みを考えているのかについてでございますが、先般の厚生労働省各関係課長からの通知にもありますように要援護者情報の共有については、関係機関が情報を共有する場合については、先ほども述べましたように「本人以外の者に保有する個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」、